

「国民健康保険高齢受給者証」・平成28年度「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します

①「国民健康保険高齢受給者証」

7月25日(月)から、普通郵便で郵送します。
対象▼東海村国民健康保険被保険者で70歳以上74歳以下の方
有効期間▼8月1日(月)から1年間
古い受給者証は…▼8月1日(月)以降に廃棄するか、福祉保険課へ返却してください。
8月以降に70歳になる方には…▼誕生月の翌月から有効な受給者証を、誕生月の末ごろに郵送します。

国民健康保険高齢受給者証	
記号	番号
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	平成 年 月 日
交付者番号	080323
交付年月日	平成28年 月 日
名称及び印	東海村

一人ひとりの健康への心掛けが、医療費の節約につながります。



健康の維持・増進のため
できることから
始めましょう!

例えば…

▼年に1回は検診を受け、自分の体の状態を確認しましょう。

▼濃い味付けや夜遅い食事等、悪い食習慣をやめましょう。

▼お酒の適量を守り、上手に飲みましょう。

▼何度でも、禁煙に挑戦しましょう。

②平成28年度「後期高齢者医療被保険者証」

7月15日(金)から、平成28年度の「後期高齢者医療被保険者証」(保険証)を簡易書留で郵送します。
 不在で受け取ることができなかった方は、7月28日(木)の午後2時以降に、印鑑と窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証・保険証等)をお持ちの上、福祉保険課へお越しください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成28年 7月31日
被保険者番号	0000001
住所	本村(市)区町1-1 (70才以上)
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
開始年月日	平成28年 4月 1日
終了年月日	平成28年 4月 1日
交付年月日	平成28年 8月 1日
一級負担率	1割
保険者番号	39082011
名称及び印	東海村

問い合わせ

福祉保険課(役場行政棟1階 ☎282-1711) ①に関すること…国保年金担当(内線1131～1133) ②に関すること…地域医療担当(内線1134～1136)

「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」を支給します

国が、「一億総活躍社会」の実現に向け、低年金の高齢者に対して、臨時特例的な措置として給付する「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」の**申請期限は、7月19日(火)**です。対象者にはすでに申請書を郵送済みですが、まだ申請が済んでいない方は、必ず期限までに申請をお願いします。

対象▼▽(平成27年1月1日現在)東海村に住民登録がある▽平成27年度の臨時福祉給付金(6,000円)を受給した(受給していない場合は、平成27年度の村民税(均等割)が課税されない(課税されている方の扶養者、生活保護の

受給者を除く))▽平成28年度中に65歳以上(生年月日が昭和27年4月1日以前)になる――を満たす方

支給額▼3万円/人(1回限り)

申し込み・問い合わせ▼7月19日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分(第1・3木曜日は午後7時まで)に、村から送付された申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で郵送するか持参で、福祉保険課地域福祉推進担当(☎282-1711 内線1437 役場行政棟1階)へ申請してください。